

次に掲げる条例を公布する。

令和8年4月1日

世田谷区長

保坂 展人

- | | |
|------------|---|
| 世田谷区条例第23号 | 世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例 |
| 世田谷区条例第24号 | アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例 |
| 世田谷区条例第25号 | 世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 |